

市民のみなさまへのお知らせ

横浜市行政手続条例の改正について

市民の皆様の権利利益を一層保護する観点から、横浜市行政手続条例を改正しましたので、その内容をお知らせします（平成27年4月1日施行）。

1 行政指導の中止等の求め（第35条の2：様式例第1号）

横浜市からの行政指導に対して、中止等の措置を求めることができます。

求めることができるのは、次の全ての条件を満たす場合です。

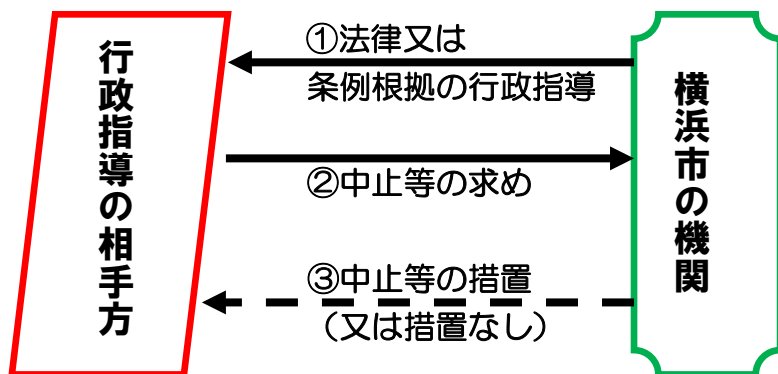
- (1) 法令等に違反する行為に対して、是正を求める行政指導が行われている。
- (2) 行政指導の根拠が法律又は横浜市の条例に置かれている。

※政省令や横浜市の規則に基づく行政指導は対象外です。根拠規定が不明の場合は、当該行政指導の担当課に御確認ください。

- (3) 行政指導がその根拠規定に定める要件に該当しないのに行われている。

申出を受けた担当課では、指導が法定要件に適合しているかどうかを調査し、適合していないと認めるときは中止等の措置を講じます（行政指導が必ず中止されるわけではありません。）。

イメージ図



- ① 【横浜市】 違法状態の是正を求める行政指導
- ② 【相手方】 指導が法定要件に適合しないと考えた場合は中止等を求めて申出
- ③ 【横浜市】 調査により法定要件に適合しないと認めた場合は中止等の措置（法定要件に適合している場合は特段の措置なし）

【参考】行政指導に対する「異議の申出」(第37条：様式例第1号)

横浜市から行政指導を受けている方が不服を述べる制度としては、従前から「異議の申出」制度があります。

この制度を活用できるのは、受けている指導が、「横浜市行政手続条例第4章に定める行政指導の一般原則等に反している」と考えた場合です。

例えば、行政指導に従わなかったことを理由として不利益な扱いがなされている、行政指導の趣旨に係る書面の交付を求めているのに交付されない等の場合等です。

申出を受けた担当課で調査等をする点は、中止等の求めと同様です。

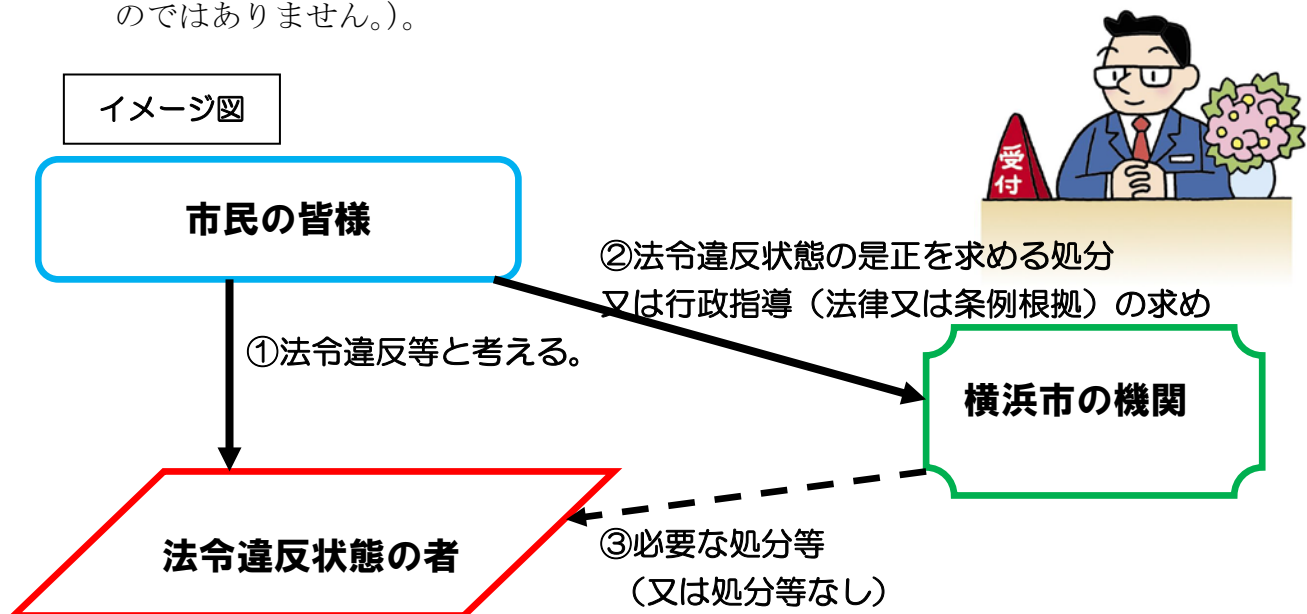
2 処分等の求め(第37条の2：様式例第2号)

横浜市に対して、処分や行政指導をするよう誰でも求めることができます。求めることができるのは、次の全ての条件を満たす場合です。

- (1) 法令等に違反する行為がある。
- (2) 当該違反状態を是正するために処分又は行政指導が必要だと考えている。
- (3) 行政指導の場合、その根拠が法律又は横浜市の条例に置かれている。

※政省令や規則に基づく行政指導は対象外です。根拠規定が不明の場合は、当該行政指導の担当課に御確認ください。

申出を受けた担当課では、違反状態の有無等について必要な調査を行い、必要と認めた場合は適宜処分等を行います(求めた処分等が必ずなされるものではありません。)



- ①【市民の皆様】法令違反状態があるのではないかと考える。
- ②【市民の皆様】法令違反状態の是正のための処分等を求めて申出
- ③【横浜市】調査により処分等が必要と認めた場合は処分等を実施(必要と認めない場合は特段の処分等なし)



3 申出方法

いずれの手続も、**申出書**を提出することにより行います。

書式は自由ですが、参考に様式例を定めましたので、適宜御活用ください。

(様式例はこちらからダウンロードできます。条文もご覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/housei/motome/motome.html>)

この様式例を用いない場合も、様式例に掲げられている項目を必ず記載してください(不備がある場合、必要な調査ができないことも考えられます)。

申出書は、当該行政指導又は処分を担当している課に提出してください。

国や県の担当事務については、横浜市に提出することはできませんので、事前に御確認ください。

※このほか、許認可等の基準を満たさない申請がなされた場合や、既に許認可等を受けている者に違反状態がある場合に、「このままでは許認可等ができない、又は許認可等を取り消さざるを得ないので改めてください」等と、許認可等の権限を行使できることを示して行政指導をするときは、その根拠規定等を示すべきことも定められました(第34条第2項)。

問合せ先

(1) 個々の処分・行政指導に関する申出については、それぞれの担当課で対応いたします。

御不明な場合は、コールセンター(045-664-2525)で担当課を御案内します。

(2) これら制度に係る一般的な事項

総務局法制課 電話 045-671-2099

様式例第 1 号(行手条例第 35 条の 2 ・行手条例第 37 条関係)

中止等の求め
行政指導に係る 申出書
異議

年 月 日

宛先（当該行政指導の実施主体を記載してください。）

申出人の氏名又は名称

申出人の住所若しくは居所又は所在地

申出人の電話番号

横浜市行政手続条例（第 35 条の 2 ・第 37 条）の規定により次のとおり申し出ます。

【共通】対象となる行政指導の内容	
【中止等の求め】行政指導の根拠条項及び発動要件	
【中止等の求め】発動要件に適合しないと考える理由	
【異議申出】行政手続条例第 4 章に反すると考える理由	
【共通】その他参考となる事項	

様式例第 2 号(行手法第 36 条の 3 ・ 行手条例第 37 条の 2 関係)

処分
の求め申出書
行政指導

年 月 日

宛先（当該処分権者又は行政指導の実施主体を記載してください。）

申出人の氏名又は名称

申出人の住所若しくは居所又は所在地

申出人の電話番号

行政手続法（第 36 条の 3）又は横浜市行政手続条例（第 37 条の 2）の規定により次のとおり申し出ます。

法令等に違反する事実の内容	
求める処分又は行政指導の内容	
求める処分又は行政指導の根拠条項	
当該処分又は行政指導が必要と考える理由	
その他参考となる事項	